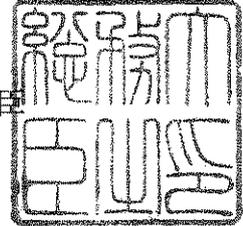


総統基第129号  
平成20年4月21日

総務大臣殿

総務大臣



事業所・企業統計調査の中止について（申請）

事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）を別添のとおり中止したいので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項の規定に基づき申請します。

(別紙)

### 事業所・企業統計調査の中止を求める理由

- 1 事業所・企業統計調査（指定統計第2号を作成するための調査）は、事業所の事業活動を調査し、我が国における事業所の産業別、従業者規模等の基本的構造を明らかにする統計調査として、昭和22年に「事業所統計調査」の名称で開始され、平成8年調査から、企業に関する調査事項を充実して、調査の名称を現在の「事業所・企業統計調査」に変更して実施してきた。
- 2 本調査の結果は、法令に基づく利用（地方消費税の配分）、地方公共団体の行政施策への利用（振興施策、交通計画策定、地域災害対策）、国の行政施策への利用（経済、環境、雇用、中小企業、男女共同参画などの行政施策への利用、国民経済計算の推計への利用、各種白書における分析での利用）及び各種統計調査のための母集団情報の提供など重要な役割を果たしてきた。
- 3 新たに実施する経済センサス-基礎調査がこれまで事業所・企業統計調査が果たしてきた機能や役割を果たすことができる。
- 4 以上が、事業所・企業統計調査について指定統計の中止を求める理由である。